

新型コロナウイルス感染対策による 経営の持続化を支援します！

対策経費を
補助します！

◎経営持続化応援補助金

補助対象

- 中小企業者(個人事業主を含む)、中小企業者等、大企業者
- 町内に独立した事業所を有している
- 町内で同一事業を3か月以上営んでいる
- 町税等の滞納がない

補助対象 事業

- 感染対策に要する取り組みのうち、総額5万円以上支出するもの
- 【取組例】

★店舗、事業所、設備等の修繕・改修工事費

【例】客席の個室化、換気のための自動ドア化、換気設備の増強 など

★器具・備品等の更新・新規購入費

【例】空気清浄機、サーキュレーター、自動手指消毒器、殺菌エアータオル、
飛沫感染防止パネル、防護用衣類 など

★キャッシュレス決済の導入経費

【例】決済端末購入費、登録手数料、インターネット接続工事費
※リース料やレンタル料、割賦支払いによるものは除く

★PCR等検査に要する経費 【例】検査キットの購入

★消耗品の購入経費

【例】衛生対策用品、飛沫感染防止器具の作製に要するもの など
※マスクや消毒液など、使い切り品については上限3万円

⇒併用住宅の場合は事業所に係る経費のみが対象

⇒国や関係機関からの通達等により、対象事業は変更することがあります。

補助額

- 1事業所につき、補助対象経費の3/4、上限10万円
※複数の事業所を有する場合、事業所数×10万円が上限額の目安
※1千円未満の端数は切り捨て

ご注意

- 1事業者につき、申請は1回限りです

※令和2年度実施事業者は原則申請対象外。但し、複数の事業所を有する場合、
補助金未活用の事業所に係る再申請は可能

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 経済部 経済振興課 商工労働係
☎ 0153-73-3111(内線365) ✉ shoukou@nakashibetsu.jp



お気軽に
お問い合わせください！

経緯持続化応援補助金 Q & A

Q 1. 申請はいつまでですか？対象期間は？

A 1. 予算の限りとなっていますので、予算残額が無くなるまで申請可能です。
令和3年4月1日以降に行った取り組みが対象となります。

Q 2. 申請は1事業者1回限り？

A 2. たくさんの事業者様に活用いただくため、申請は1回限りです。
令和2年度に当該補助金を活用した事業者は、原則再申請出来ません。ただし、既に申請を行った事業者のうち複数の事業所を有する場合に限り、補助金未活用の事業所に係る再申請は可能です。

Q 3. 申請に必要な書類を教えてください。

A 3. 申請書類及び事業終了後に提出する実績報告書類は、役場経済振興課で入手できます。また、町ホームページからもダウンロード可能です。書類の記載例も掲載していますので、参考にしてください。

申請に必要な主な添付書類は、以下のとおりです。

- ・同意書（町税の収納状況を確認する書類）
- ・【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し
- ・【個人営業の場合又は法人が複数の事業所分の申請を行う場合】
営業許可証や直近の税務申告書、商取引に関する発注書類等、町内で営業している事実が確認できる書類の写し
- ・見積書や請負契約書等、補助対象事業の概要が確認できる書類の写し など

Q 4. 複数の事業所分の申請について教えてください。

A 4. 補助上限額は1事業所につき10万円ですので、例えば3つの事業所を有する場合、30万円が上限額の目安になります。

なお、事業所単位で上限額に達しなかった費用を他の事業所の上限額に加算するなどの運用は出来ません。

また、申請に必要な「営業の事実が確認できる書類」は、事業所ごと必要です。

Q 5. キャッシュレス決済導入のための経費とは？

A 5. 決済端末の購入費用や、登録手数料、インターネットの接続工事費です。
なお、決済端末等のリース料やレンタル料、割賦支払いによるものは除きます。

Q 6. PCR等検査に要する経費とは？

A 6. 事業主や役員、従業員を対象としたPCR検査、抗原検査に要する費用です。
抗体検査は除きます。町外で検査をする場合の旅費は除きます。
町内に任意で検査が出来る機関はありませんので、検査キットの購入費用を想定しています。複数回分の検査キットを購入しても構いません。

なお、申請時に既に発熱や咳など、自覚症状のある方は除きますので、医療機関等へご相談ください。

※任意で行うPCR等検査は、必ずしも医学的に感染の有無を証明するものではありません。感染が疑われる場合には、医療機関等へご相談ください。

Q 7. PCR等検査結果の報告は必要ですか？

A 7. 実績報告の際、購入等支払いの事実は確認しますが、検査結果の報告は不要です。
ただし、陽性反応が出た場合は必ず医療機関等へ報告し、指示を受けてください。